

## 公民(国際社会における国家)

主権は、ある国が他国に支配されたり、干渉されたりしない権利(①\_\_\_\_\_の原則)と、ほかの国々と対等である権利(②\_\_\_\_\_の原則)からなっており、この主権を持つ国々を③\_\_\_\_\_という。

国家の主権がおよぶ範囲を④\_\_\_\_\_といい、これは⑤\_\_\_\_\_、領海、⑥\_\_\_\_\_からなっている。ちなみに領海のまわりの水域は⑦\_\_\_\_\_と呼ばれ、その水域の漁業資源や鉱山資源などの権利は沿岸国にある。

③\_\_\_\_\_は、国家を示すシンボルとして国旗と国歌を持っていて、日本では、国旗は「⑧\_\_\_\_\_」、国歌は「⑨\_\_\_\_\_」と法律で定められている。

国家がたがいに主権を尊重し合っていくために、国と国とが結ぶ条約などのルール(⑩\_\_\_\_\_法)を守らなければならないが、紛争がおこった場合は、国際連合の⑪\_\_\_\_\_裁判所で紛争解決のための裁判が行われる。

